

図20 小浜市保健活動の年次推移 ～保健師が携わってきた業務～

人口

31,501人 (H24. 4. 1現在)

年度	～H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24		
関係法令等	S58～H19 老人保健法				地域保健法制定(H9全面施行)						H12 介護保険法施行				H15 健康増進法施行		H17 介護保険法改正		H20 高齢者の医療の確保に関する法律						
								H9「成人病」の呼称を「生活習慣病」と改めた <背景> ・公衆衛生審議会の提言を受け厚生省が改称した ・二次予防対策に加え、一次予防対策も推進していく方針を導入した疾患概念									H18 高齢者虐待防止法 H18 自立支援法		医療制度改革 特定健診・特定保健指導の開始						
保健師所属課	健康増進分野が置かれている場所	市役所					健康管理センター																		
	課の名前	健康課				健康福祉課				健康長寿課		医務保険課								保険健康課		健康長寿課			
	保健師の管理職					課長補佐1人						主幹1人													
	健康増進の保健師	4人	2人	5人	5人	5人	4人	5人	5人	4人	3人	3人	5人	2人	3人	4人	3人	5人	4人	5人	4人	5人	4人		
	保健師の産休育休		2人																						
	健康増進の看護師	1人																					0人	0人	
	健康増進の理学療法士						1人																		
	健康増進の栄養士	1人																							
	事務の管理職	課長1人 課長補佐1人																							
	健康増進の事務職	2人									1人										0人	1人			
	(健康増進)保健師の嘱託									(1人)															
	(健康増進)看護師の嘱託	2人							3人																
(健康増進)栄養士の嘱託											1人														
介護、地域包括の保健師							地域福祉係2人				介護保険1人									2人	2人	2人	2人		
福祉分野の保健師															社会福祉1人							2人 うち産休1人	2人 うち産休1人 介護1人		
生活習慣病の予防に関する事業	がん検診事後指導(随時)																								
	生活習慣病健診 (集団健診回数)							27回	21回	22回	24回	24回	24回	25回	25回	26回	26回	26回	32回	30回	32回	22回	32回		
	結果説明会 (回数)					19回	21回	22回	23回	22回	10回	8回	7回	12回	11回	8回	9回	9回	お返し会 13回	29回	15回	14回	22回		
	健診後指導の教室				動脈硬化予防教室	動脈硬化予防教室	動脈硬化予防教室	貧血予防教室	貧血予防教室	肥満予防教室	骨粗鬆症予防教室	骨粗鬆症予防教室	重点健康教室	重点健康教室	糖尿病	糖尿病	糖尿病	糖尿病	高脂血症	DMスクール					
								個別糖尿病予防教室	個別糖尿病予防教室	個別肥満予防教室	個別肥満予防教室	ヘルスアップ教室								血管若返り教室	血管若返り教室	脱メタボ教室			
																				脳力アップ教室					
	家庭訪問等延人数	新生児(妊婦)訪問				H9から県より移譲			213	217(3)	212	248	235	266	250	224(3)	246(5)	259(4)	224(2)	239(3)	219(0)	257(0)	274(6)		
乳幼児訪問		70	29	135	138	49	163	213	243	363	238	256	162	194	324	242	234		122	155	314				
高齢者等在宅療養者訪問 (認知・脳卒中後遺症含む)		295	202	630	257	225	623	702	242	107		40	43	3											
健診事後指導		131	432	383	287	614	628	702	19	26	160	105	117	96	46	54	128	252	38	128	47	10			
結果説明会									407	283	427	223	182	188	214	144	169	34	160	746	109	313			
受診勧奨(H20～)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	41	563	293			